

平成 27 年度 第 1 回総合教育会議 議事録

日 時：平成 28 年 3 月 16 日（水）16：30～17：15

会 場：役場 2 階 防災対策室

出席者：町長、教育長、流石静雄委員、北澤良男委員、白鳥正彦委員、
倉澤和代委員

（事務局関係）

流石政策財政課長、前嶋係長、渡辺主事

小林学校教育課長、羽田係長

1. 開会
2. 自己紹介
3. 町長あいさつ
4. 教育委員会制度の概要説明

【教育長】

私の方から教育委員会制度の概要説明と総合教育会議について説明させていただきます。法律改正の背景には全国で多発しているいじめ事件がある。きっかけとなったのは大津市のいじめ自殺事件。責任体制が非常に曖昧だったということから、教育に対する責任体制を明確にしていくことが一つ法律改正になった目的だと自覚している。この法律の趣旨というのが、教育行政の責任を明確化していくこと。今回から教育長が教育行政の責任を負っていくという仕組みになった。組長である町長は、議会同意を得て教育長を直接任命、罷免ができるということでその任命責任を通して、教育行政に対して責任を負っていくという構図になっている。

総合教育会議は今回の法律で町長の責任で行うものであると位置づけられた。総合教育会議では町長と教育委員会で意見を交換していく中で連携、理解を深め、協議、調整を行う中で教育行政が進められていくことが期待されているのではないかと考えている。また、この会議を通して意思疎通を頻繁に図っていくことが大切ではないかと考えている。あとは手元の資料に具体的に書かれている。最初に書かれているが、教育委員会そのものの制度は残っているので、レイマンコントロールの精神はそのまま維持をしながら、新しい責任体制と新しい制度の中で協働して子どもたちの教育を担っていこうという精神を大切にしていかなければいけないと思う。以上簡単ではあるが、制度の概要と総合教育会議について説明させていただいた。これから町長の方から教育大綱の素案が出てくるので、ぜひご意見を出していただければありがたいと思う。

【流石政策財政課長】

ただいまの説明で何か質問等があればお願いします。ないようであれば続けさ

せていただき、後ほど質問をいただく。続いて、富士河口湖町総合教育会議設置要綱について、政策財政課の前嶋から説明を申し上げる。

5. 富士河口湖町総合教育会議設置要綱について

【前嶋係長】

お手元の資料の「富士河口湖町総合教育会議設置要綱」をご覧ください。
確認の意味合いで私の方で一度朗読させていただきます。

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、「富士河口湖町総合教育会議」（以下「会議」という。）を設置する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の4第1項については、別に資料があるのでご覧ください。こちらの裏面に（総合教育会議）第1条の4「地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。」とあるので、こちらに基づくもの。

(総則)

第2条 会議の運営は、法に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(所掌事務)

第3条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び調整等を行う。

- (1) 富士河口湖町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 富士河口湖町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(組織)

第4条 会議は、町長、教育委員会である教育長及び教育委員（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会議)

第5条 会議は、町長が招集し、会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 4 会議は構成員の中で、町長、教育長のほか2名の出席で成立する。ただし、緊急を要する場合は、町長及び教育長のみでも成立するものとする。その場合、会議内容を速やかに他の構成員に周知するものとする。

(意見の聴取)

第6条 会議は、第3条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、事務所管課等関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(傍聴)

- 第8条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、受付において傍聴人名簿にその住所、氏名及び生年月日を記入しなければならない。
- 2 傍聴人は会場への入退場、あるいは会議中においては町長又はその命を受けた職員の指示に従わなければならない。

(議事録)

第9条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。ただし、第7条ただし書の規定により会議を非公開としたときは、公表しないものとする。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、政策財政課において処理する。ただし、会議に関する事務を教育委員会に委任または補助執行させる場合は、この限りではない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月10日から施行する。以上。

【流石政策財政課長】

ただいまの設置要綱により今後会議の運営をしてみたいと思うので、よろしく願い申し上げます。続いて、議事に入らせていただきたいと思います。総合教育会議設置要綱第5条第1項の規定により、議長を町長にお願いしたいと思います。

6. 議題

- ・富士河口湖町教育大綱（素案）について

【町長】

それでは、先ほど教育長から新制度の改正の要点と事務局から設置要綱の説明があった。いよいよ教育大綱の素案についてご協議いただきたいと思う。「はじめに」から始まり「基本理念」、それに基づく「基本目標」、またこれをいかなる方針で運営していくかというのが「基本方針」の1から8までが載っている。各教育委員さんから色んなご発言をいただければありがたいと思う。

【流石政策財政課長】

それでは、政策財政課の渡辺から大綱について説明を申し上げるのでしばらくの間ご清聴をお願いしたい。

【渡辺主事】

説明も兼ねて一読させていただく。富士河口湖町教育大綱の素案ということでA4版一枚横の資料をご覧いただきたい。

まず「はじめに」ということで左上になるが、先ほど説明にもあったとおり地方教育行政の組織と運営に関する法律が一部改正された。これに伴い、本町においても、地域の実情に応じた教育の基本目標や方向性を示したものが「富士河口湖町教育大綱」である。そこで 基本理念としては、『子どもたちが郷土に誇りをもちながら、自らの夢や希望を抱きつつ、たくましく育っていく質の高い教育を実施するように努めるとともに、町民が生涯を通じて「町民でよかった」と思える学びの環境を整えるとともに、町民文化があふれる「世界遺産のまちづくり」を目指す』ということで「郷土を愛し、躍動する富士河口湖町の教育」を基に次の基本目標を掲げた。

1. たくましく、心豊かな人づくり
2. 生涯にわたる学びの環境づくり
3. 質の高い文化づくり

この3つの目標を実現するために8つの基本方針を掲げた。

基本方針1

地域、家庭、保育所、学校が連携し、思いやりのあるしなやかな心をもった子どもを育てます。

基本方針2

全町民の自然、伝統、歴史、文化を愛す心を啓発・尊重し、未来に引き継ごうとする富士河口湖町の子どもを育てます。

基本方針3

質の高い学校教育を実施できる学習環境の充実を図り、子どもたちに確かな学力と自立の力を育てます。

基本方針 4

一人ひとりの個性を尊重し、個別の支援を図りながらニーズに応じたきめ細やかな教育の実施に向けて取り組みます。

基本方針 5

子どもたちが安全に、しかも安心して学べる教育環境の整備と地域の一層の支援体制の充実に努めます。

基本方針 6

生涯にわたり「いつでも・どこでも・だれでも」学び続けることができる生涯学習のまちづくりを目指します。

基本方針 7

スポーツ・レクリエーション活動を盛んにし、全町民が健康で豊かな生活を送れるよう活動を支援します。

基本方針 8

町民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興を進めます。

この大綱の対象期間は、教育長の任期が3年ということを勘案して、平成28年度から平成30年度までの3年間を対象としている。説明は以上。

【流石政策財政課長】

ただいまの説明に関して、また教育委員会制度並びに設置要綱を含めてご質問ご意見等があれば、ご提言いただきたいと思います。

【教育長】

先ほどの説明の中で期間について出てきたが、町長の任期も3年と何ヶ月かあるので、任期中を目途とすることでよいかな。

【流石政策財政課長】

先ほど渡辺の方から説明のあった3年という大きな括りは、教育長の任期というものと併せてであるが、町長の現任期が3年8ヶ月あり、それらを総合的に勘案した中で3年とさせていただいた。

【倉澤和代委員】

最近は見えていないが、富士河口湖町のホームページに教育ビジョンが載っていたと思うが、それとの整合性とか違いはあるのか。

【流石政策財政課長】

これまで教育大綱というものはなかった。教育ビジョンや総合計画の後期計画など色々なものが錯綜していた。法律を改正したという中で、改めて骨子となる大綱をまず制定してそれから派生して肉付けをしていきたい。一番大きな枠組みが本日ご協議いただく教育大綱であり、ベースになるものという認識をいただきたい。こちらが制定されたらホームページに掲載していきたいと思う。

【町長】

どんなに小さなことでもいいので、お気付きの点があればお話しいただきたい

い。

【北澤良男委員】

基本方針7の「活動を支援する」とは、金銭的に支援するということか。

【流石政策財政課長】

これは大綱ということで、個々具体的にはその考えまでは及んではないが、今まであった制度についてはさらに拡充を図っていくという考えではある。

【町長】

この基本方針の中には当然、私に課せられた責務としてハード面は行政で基盤づくりをしなければならない。例えば、基本方針3の中に「学習環境の充実を図る」ということで現在直近にあるのは船津小学校の建て替え問題。これは行政の責任としてやっていく。北澤委員からおっしゃっていただいた基本方針7の「活動支援」は、現在スポーツ・レクリエーション等については町全体を網羅した中でクラブ富士山という組織があるので、これについての活動支援は現に行っている。基本方針は絵に描いた餅であってはならない。その裏付けとして予算付けをしていかなければならないと考えている。

【流石静雄委員】

基本方針3に関連して、どうしても子どもの数が少なくなれば競争力とか自立の力が落ちる。少なくなってきたときに子どもに対する支援体制を、どう学力向上に向けるかという姿勢は大切なことだと思う。ここで山梨県は小中学校合わせて十何校が閉校になるという話もあり、親とすれば統合して遠くの学校に通うのは危険も増すし、通学時間で学習時間が割かれるなど色々と危険されることがある。その部分を入れて考えていただきたい。

【町長】

流石委員がおっしゃるように、この町でも精進小学校が統合されてきた。また今年度で西浜中学校が統合される。それは今お話があったとおり生徒の減少ということで、合併したこの町は増加がみられる地域、減少がみられる地域があり、どうしても5、6人の方が10、11人よりも競争力が落ちる、と現実の問題として認識している。何とか人口減少を食い止める策として色んな策を練ってきているわけだが、一つの例とすれば大嵐地区に町営住宅を建設し、その入居条件として若い夫婦に入ってもらって、子どもを育てながら大嵐小学校へ通ってもらう。現在、大嵐小学校が41人ということで一時よりも倍に増えた。問題があるのは8つの基本方針だと思う。これに付け加えるもの、または削除するもの等がお気付きであればお願いしたい。現在は8つに収めているが、この項目を増やしていくこともやっていかなければならないと思っているので、皆さまのご意見をいただければと思う。

【教育長】

基本方針1に「思いやりのあるしなやかな心」と書かれているが、今教育の

世界ではしなやかな心というのが非常に使われる言葉になっている。昔は「たくましい」とかだったが、たくましさもあり柔らかさ、寛容なというような色々な意味合いを持っており、山梨県では「しなやかな」という表現を多く使っている。実際に幅広くどのような心を育てていくかという面では大事だと思う。

【倉澤和代】

教育というと学校の教育を一番に思い浮かべると思うが、やはり大人が住みやすいとこちらの人口が増えないと思う。基本方針8までを見ると大人に対しての項目もたくさん入っているので非常にいい。子どもだけではなく大人も住みやすく学べる町ということでもいいと思う。

【流石政策財政課長】

唐突に指名してすぐにご意見が浮かばないと思うので、今後のスケジュールについて申し上げる。本日お示しした素案を一度お持ち帰りいただいて、3月25日（金）午前8時40分からと早い時間ではあるが、第2回総合教育会議を開催させていただき、再度皆さまの意見を反映させていくためにその会議で意見集約を図ったうえで、教育大綱の制定を行いたいと思っている。大変タイトな日程で恐縮だが、ぜひご理解とご協力をお願いしたい。

【町長】

これらを見ていただき、政策財政課長が申し上げた3月25日の朝早くであるが、お気付きの点やこの表現を変えたら、この項目を入れたらという部分があればまたお示しいただければ大変ありがたい。

【白鳥正彦委員】

書き方に関して、基本方針1で「地域、家庭、保育所、学校が連携し～」とあるが、やはり教育と言え第一に一番小さな社会である「家庭」がある。この「家庭」というのは土台をしっかりと築いていないと、何か問題が起きた時に解決の糸口がほぐれずにかえって絡んでしまうというのを今まで見てきた。家庭あつての学校教育だと思う。その素晴らしい「家庭」が「地域」をつくる。子どもの教育を大人が気付くような対策があったらいいと思う。その中で「地域」と「家庭」を入れ替えた方がいい。

【町長】

ただいま、白鳥委員さんから「家庭」が一番大事だというお話があった。「家庭」があり、それが広がったのが「地域」である。そして最初に通うのが「保育所」でその次に「学校」に通う、そのように理解している。

【流石政策財政課長】

その点に関しては再考させていただく。

【町長】

大変忙しい日程で恐縮だが、これをもう一度吟味していただいた中で3月25日の朝早い時間にご意見をいただければと思う。

【流石政策財政課長】

様々な貴重なご意見をいただきありがとうございます。先ほどより町長が申し上げているとおり、皆さまの意見を十分反映するという意味合いで本日の大綱の素案をお持ち帰りいただいたうえで、3月25日、8時40分から第2回総合教育会議を開催して、その中で意見集約を図ってまいりたいと思っているので、ぜひご協力をお願い申し上げます。以上で第1回総合教育会議を閉じさせていただきます。

7. 閉会

以上